

読替後の「主要交通機関運休及び暴風警報発令時の
場合の授業の取扱いについて」

〔昭和54年11月15日〕
制 定

最近読替改正 平22. 4. 1

1 交通機関運休の場合の取扱い

ストライキ、災害等により、阪急電鉄（梅田－北千里間）、地下鉄・北大阪急行電鉄（梅田－千里中央間）、阪急バス（千里中央－間谷住宅・阪大外国語学部前間）のいずれかが運休となった場合、以降（授業時間中に運休となった場合は、次時限以降）の外国語学部箕面地区の授業は休講とする。ただし、運休が解除された場合は、次のとおり授業を実施する。

運休解除時刻	授業の取扱い
午前6時以前に解除された場合	全日授業実施
午前9時以前に解除された場合	第3時限～第7時限授業実施
午後3時以前に解除された場合	第6時限及び第7時限授業実施

（注意） 解除の確認は、ラジオ、テレビ等の報道によるものとする。

2 豊中地区における取扱いについては、大阪大学外国語学部（外国語学科）の取扱いに準ずる。

附 則

この取扱いは、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成22年4月1日から施行する。